

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月5日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤俊昭

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 北関東支店  
(さいたま市浦和区高砂二丁目1番1号)  
世紀東急工業株式会社 東関東支店  
(千葉市中央区村田町1106番地)  
世紀東急工業株式会社 横浜支店  
(横浜市都筑区荏田南三丁目1番31号)  
世紀東急工業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)  
世紀東急工業株式会社 関西支店  
(大阪市北区野崎町7番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長佐藤俊昭は、当社の第64期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。